届出の遅延に関する申出書の取り扱い

　介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条第1項の規定に基づき、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出いただいているところですが、今回その届出があらかじめ提出されていなかったため、以下のとおり提出書類をお願いします。

１　提出書類

　①届出の遅延に関する申出書

　②居宅との契約書

　　ケアプラン一式

　　居宅介護支援給付費明細書

　③月ごとのサービス提供の費用額及び実績がわかるもの

（作成単位はサービス提供月ごと）

２　注意事項

　①「届出の遅延に関する申出書」を記入する際は、「届出が遅れた理由」を詳細に記入して下さい。

②提出書類については　　　　年　　月　　日（　）まで介護保険係にお願いします。

　③審査に際し、提出書類について、お尋ねや差し替えをお願いすることがあります。

　④書類審査終了後、居宅届出書及び介護保険証の提出をお願いします。